



飼養衛生管理基準のポイント 第2号

令和3年4月28日

～ I-1 所有者の責務 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。先週は、飼養衛生管理基準の変更の概要と遵守の必要性についてお知らせしました。

今回は、「I 家きんの所有者の責務」です。



(基準本文)

I 家きんの所有者の責務

家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。



自分が飼ってるんだから、言われなくても管理には気を付けているけど？

家きんの「所有者」と実際に飼養管理を行う者が違う場合もあるじゃろ。家畜伝染病の予防とまん延の防止について「所有者」に責任がある事が改めて明記されたんじゃ。

- ①関係法令の遵守
- ②衛生管理意識の向上と飼養衛生管理基準の実践
- ③他の者に管理させる場合には「飼養衛生管理者」を定めて取組を実践させること

が必要じゃよ。



うちの第1農場は自分で管理しているから「飼養衛生管理者」も自分になるけど、叔父さんに任せてる第2農場は俺が「所有者」で叔父さんが「飼養衛生管理者」ってことか。

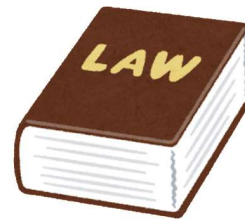


叔父さんはベテランだから好きにやってもらって、家畜保健所の対応なんかも全部任せてただけど、法令遵守や基準を守る取組については、俺に責任があるってことか。

事故がないかぐらいは定期的に聞いてるけど、防疫対策がきちんとしてきているのか把握して、足りないところはやってもらうように言わなきゃいけないってことだな。



関係法令についてはどんなものがあるの？
臭いとか堆肥の管理には気をつけているけど・・・。



まずは「**家畜伝染病予防法（家伝法）**」じゃ。飼養衛生管理基準の遵守はもちろん、毎年6月までに提出している「**定期報告**」や「**毎週の死亡羽数の報告**」も家伝法に決められているんじゃ。**病気を防ぐ・拡げないための法律**じゃ。



出せといわれた書類をなんとなく出してたけどそういう決まりがあったのか。これからは忘れないように気を付けるよ。



他には、**家畜の安全と安全な鶏肉や卵を生産を目的とした、飼料や医薬品についての法律、環境を守ることを目的とした死亡鶏や堆肥の管理・処分、悪臭防止、水質についての法律**なんかもあるぞ。周辺からの苦情にも気を遣わなければいかんから、大変じゃな。



それじゃ、**衛生意識の向上や関係者と協力って具体的には**どんなことをすればいいんだろう・・・。



自分のところは大丈夫・・・と思いがちなんじゃが、**油断禁物**じゃ。講習会の参加やネット閲覧等いろんな形で勉強することで向上させてほしいのう。防疫対策を**定期的に確認して、情報収集したやり方を取り入れたり、自己流のやり方にアドバイスをもらうのもいい**と思うぞ。



まわりの人と相談しながら、**より良い衛生管理になるよう気を配っていく**ってことかな。

そうじゃな。目指せ！日々レベルアップじゃ。
次回は、「**最新情報の把握**」の項目についてじゃよ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください
岩手県南家畜保健衛生所 担当：小家畜課
Tel：0197-23-3531 FAX：0197-23-3539
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

